

京都市フレイル対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に居住する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）等に対するフレイル対策支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定め、高齢者のフレイル状態の予防又はフレイル状態の改善若しくは悪化防止を支援することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フレイル 加齢により心身の機能が低下した状態であり、健康状態から要介護状態に移行する中間の段階
- (2) 要介護状態 介護保険法第7条第1項に該当する状態
- (3) 医療専門職等 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等生活習慣病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止等に関し知識及び経験を有すると認められる者
- (4) 地域介護予防推進事業（以下「介護予防事業」という。） 京都市地域介護予防推進事業実施要綱の第6条に規定する事業

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、高齢者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(支援事業の内容)

第4条 支援事業においては、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) フレイル状態の把握につながる体力等の測定
 - (2) 医療専門職等によるフレイル対策に資する講話や健康相談、医療機関の受診勧奨などの支援
 - (3) その他第1号及び前号の実施に必要な事業
- 2 前項に掲げる事業については、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する高齢者保健事業に則した内容とするとともに、同法の趣旨を踏まえ、介護予防事業と一体的に実施することとする。

(実施の委託)

第5条 市長は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる事業の実施について、同条第2項の規定を踏まえ、介護予防事業の受託法人に委託するものとする。

- 2 市長は、前条第1項第3号に掲げる事業の実施について、適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託することができる。

(秘密の保持)

第6条 支援事業に従事する者又は従事した者は、支援事業で関与した高齢者及び当該高齢者の家族のプライバシーの保護に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第7条 この要綱に基づく事業の実施に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。